

## 朝倉市お茶の間学習ネットワーク事業実施要綱

平成26年 4月 1日

教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、より豊かに生きるため「何かを学びたい、身につけたい」と願う市民に対して、朝倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、朝倉市お茶の間ネットワーク事業（以下「事業」という。）として、指導者を派遣することにより、市民に学びの場を提供し、その学習の成果や経験をコミュニティづくりに還元することを目的とする。

(登録・派遣の申請等)

第2条 事業の登録及び指導者の派遣を受けようとする学習団体（以下「団体」という。）は、学習活動の拠点とする朝倉市コミュニティセンター条例（平成24年朝倉市条例第27号）第2条に規定するコミュニティセンター、朝倉市甘木地域センター条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する朝倉市甘木地域センター並びに朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例（平成18年条例104号）第2条第2項に規定する朝倉市朝倉地域生涯学習センター及び朝倉市杷木地域生涯学習センター（以下「コミュニティセンター等」という。）を通じて朝倉市お茶の間学習ネットワーク事業登録・派遣申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 申請は事業を行う年度の前年度末までに行うものとし、新規の申請は年度途中においても行うことができるものとする。
- 3 団体は、年度末又は解散等による学習修了後に、朝倉市お茶の間学習ネットワーク事業修了報告書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 団体は、申請内容に変更が生じたときは、遅滞なく朝倉市お茶の間学習ネットワーク事業変更申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の要件)

第3条 事業の登録及び指導者の派遣を受けようとする団体は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 会員の中に代表者を置き、会員名簿を備えていること。
- (2) 市民を中心とした5人以上の会員で構成すること。

- (3) 営利を目的とした活動を行わない団体であること。
- (4) 特定の政党又は宗教と利害関係のない団体であること。
- (5) 反社会的な行動をする団体でないこと。

(団体の活動場所及び支援)

第4条 団体の学習場所は、コミュニティセンター等とし、各条例及び規則の規定に基づき、その使用料は減免するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合は、自治公民館及びその他の場所（以下「自治公民館等」という。）での学習を認めるものとする。なお、その際の登録及び派遣の申請は、当該地域のコミュニティセンター等を通じて行うものとする。

(指導者派遣)

第5条 教育委員会は、指導者派遣を希望する団体から提出された朝倉市お茶の間学習ネットワーク事業登録・派遣申請書及び朝倉市お茶の間学習ネットワーク事業変更申請書を審査し、派遣を認めた団体へお茶の間学習ネットワーク事業登録・派遣（変更）決定通知書（様式第4号）を送付するものとする。

- 2 教育委員会は、派遣を認めた団体に対して朝倉市生涯学習指導者登録名簿の中から指導者を派遣することができる。

(指導に要する謝金及び経費)

第6条 指導者謝金については、学習者1人につき1回当たり500円以内とし、指導者の派遣を受けた団体と指導者において協議し決定する。

- 2 学習指導に必要な教材費等の経費については、団体の負担とする。

(学習内容等)

第7条 その他学習に関することは、次の掲げるとおりとする。

- (1) 1回の学習時間は、準備及び後片づけを含め2時間までとする。
- (2) 学習の回数は月に1回以上とする。
- (3) 学習領域は、一般教養、日常生活、趣味、お稽古事、伝統伝承文化、ダンス、健康体操及びレクリエーション等とし、スポーツは含まないこと。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（平成26年3月朝倉市教育委員会告示第12号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月朝倉市教育委員会告示第3号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月朝倉市教育委員会告示第3号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月朝倉市教育委員会告示第7号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。